

石川県議会議長 焼田 宏明 殿

## 一般質問希望者全員が質問する機会を保障するよう求める申し入れ

2023年9月15日

日本共産党 石川県議会議員 佐藤正幸

本日9月15日の議会運営委員会において、一般質問の質問通告を出していた私が、質問人数の想定を1名超え、予算委員会での質疑があるからと、一般質問から外される決定がなされた。4月の統一地方選挙後の6月議会では、一般質問をめぐるくじ引きが行われたことに続き、今回も質問できない議員が生まれたことは遺憾である。

予算委員会で質疑する機会があるからというが、一般質問と予算委員会の質疑は別々のものであり、会議録に予算委員会質疑の内容は掲載されていない。予算委員会の質問については、議員は年に1回、4年に1度は60分の時間を保障するというルールがある一方、一般質問の希望者が質問できなくなるのは、一般質問のルールそのものが実態に合わなくなっていると言わざるを得ない。

4月統一地方選挙後の議会運営委員会で、従来の申し合わせを踏襲し、「一般質問者数は、1日6人以内で2日間（2月定例会は3日間）とし、質問希望者がこれを超えた場合は議運で調整する」「発言時間は、1人20分とする」と申し合わせた際、私はオブザーバーとして「あくまで目安であり、質問希望者全員が質問できるようすべき」と発言し、要望した。

代表質問も第一会派の、与党である自民党だけしか認めない状況のもとでは、全会派が質問できるよう配慮することが今まで以上に求められている。今までも、知事選挙前の議会であること、知事選挙後の議会であること、予算議会であること、などの配慮で、質問を希望する全会派や議員が質問にたてるようにし、申し合わせ事項より1人多い人数で質問を行ったこともあり、それは時間的にも可能である。

金沢市議会においても今回の9月議会では、発言通告者が多いことから、従来の一般質問3日間を4日間にしたことも、大いに参考にすべきと考える。

この間繰り返し申し入れてきたように、議会は“言論の府”であり、議会における議員のもっとも重要な権利は「発言の自由」である。議員には、自由な論議が基本的に保障されているからこそ、「石川県議会会議規則」第61条では、一般質問について「議員は、県の一般事務につき、議長の許可を得て、質問することができる」と明記されているのである。にもかかわらず今議会において議員の発言が保障されなかったことは、議員の職責を封じたことに他ならず、県民の付託にこたえることにはならないし、県民的な理解を得るうえで困難と考える。

議長におかれては、「石川県議会会議規則」どおり、一般質問を希望する議員全員が発言の機会を得ることができるよう、申し合わせ事項の柔軟な運用・改善に尽力していただくよう切に求めるものである。

以上